

三重県立熊野少年自然の家の自家用電気工作物の保安管理業務については次のとおりです。

1 設備容量

受電設備容量 105KVA

電圧 6.6KV

非常用予備発電設備定格容量 40KVA

2 業務内容

- (1) 「電気事業法」、「電気事業法施行規則」をはじめ関係法規及び保安規定等を遵守し、電気主任技術者業務を含む保安管理業務の円滑な遂行を図り、誠実にこれを行い、電気工作物の正常な維持及び運用を行うこと。
- (2) 電気工作物について、電気事故、災害、その他電気工作物に異常が発生し、また発生するおそれがある場合は、原因究明及び応急措置を施すこととし、再発防止についてとるべき措置を提案又は助言し、必要に応じて精密な検査を行うこと。

消防設備保守点検業務

消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6の規定に基づき、平成16年消防庁告示第9号「消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」及び昭和50年消防庁告示第3号「消防用設備等の種類及び消防用設備等点検結果報告に添付する点検票の様式を定める件」に基づく、三重県立熊野少年自然の家の消防設備保守点検業務について次のとおりです。

1 業務内容

(1) 点検

設備等の機器点検及び総合点検を実施する。

(2) 帳簿書類の作成

業務に関し点検等に係る帳簿書類を作成する。

(3) 保守

警報装置等、不時の障害発生の際に速やかな措置を講じる。

2 点検内容及び期間

(1) 設備等の点検内容及び方法

点検は機器点検及び総合点検に分けて実施する。

ア 機器点検とは、次の事項について、設備等の種類に応じ別に告示で定める基準に従い確認することをいう。

(ア) 設備等に附置される非常電源（自家発電設備に限る）の正常な作動。

(イ) 設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項。

(ウ) 設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項。

イ 総合点検とは、設備等の全部若しくは一部を作動させるか又は設備等を使用することによって、設備等の総合的な機能について、種類に応じて定められた点検基準に従って確認することをいう。

(2) 点検の期間

(ア) 機器点検は、6ヶ月以内に1回実施する。実施月は協議して決める。

(イ) 総合点検は、1年以内に1回実施する。実施月は協議して決める。

(3) その他

(ア) 点検を行うにあたっては、関係者と十分協議し危害発生の防止を図るとともに当点検にかかる設備の概要、状態等を十分把握する。

(イ) 点検終了後は、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再確認することにより必ず元の状態に復元しておくものとし、機器類は、点検と同時に清掃を行う。

3 対象設備等

対象設備等は、次のとおりとし、詳細は「消防設備一覧表」のとおりとする。

4 点検資格者

点検を行う者は、消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者とし、点検作業中は消防設備士免状等を携帯していること。

消 防 設 備 一 覧 表

名 称	仕 様	数 量	備 考
消火器	小型粉末	18本	
屋内消火栓設備	消火栓箱	7基	
表示灯		5個	
ポンプ	揚程56m 600/min	1台	
呼水槽		1個	
モーター	11kw	1台	
貯水槽	地下コンクリート30m ³	1台	
自動火災報知設備	P型1級10/15L	1台	
受信機		1台	
副受信機		1台	
感知器	分布式	2個	
感知器	差動スポット	45個	
感知器	定温スポット	12個	
感知器	イオン化式煙	11個	
感知器	光電式煙	1個	
発信機		6台	
表示灯		6個	
地区音響		6個	
漏電火災警報器	1級受信機	1台	
	屋内型変流器	1台	
音響装置事務室移報			
非常警報器具設備	アンプ	120W	1台
	スピーカー	8回線	30個
	起動押しボタン		8個
誘導灯		23灯	
自家発電設備	発電機	40KVA	1台
	エンジン	55ps	1台

冷暖房給排水設備保守点検清掃業務

1 対象設備等

対象設備等は次のとおりとし、詳細は「空調・給排水設備一覧表」のとおりとします。

2 保守点検、清掃の時期

●空調機器 年1回

- (1) 冷房開始前の点検 6月
- (2) 暖房開始前の点検 10月

●給排水設備 年2回 6月と10月

3 業務内容

●空調機器

- (1) 自動装置の点検、調整
- (2) 電気機器の点検
- (3) 冷媒漏れの点検
- (4) 送風機の点検
- (5) エアフィルターの清掃
- (6) 異常個所の点検

●給排水設備

- (1) 給湯ボイラの清掃、点検
- (2) 揚水ポンプの点検
- (3) 浴室用濾過器の点検
- (4) 昇温機の点検
- (5) 温度循環ポンプの点検
- (6) ラインポンプの点検
- (7) 濾過ポンプの点検
- (8) サービスタンクの点検
- (9) 排水栓、トラップの点検

空調・給排水設備一覧表

名 称		数 量
●空調機器		
三菱空冷式	室内機 MFH-4021T	16台
	室外機 MUFH-4021T	16台
東芝パッケージエアコン	室内機 AIC-AP404H	2台
	室外機 ROA-AP405HS	2台
三菱空冷式	室内機 MSH-V225-W	2台
	室内機 MUH-V225-W	2台
ダイキン空冷式	室内機 FTY202ESP	2台
	室外機 RY20DS	2台
ナショナル空冷式	室内機 CS-G40A2	1台
	室外機 CU-G40A2	1台
三菱空冷式	室内機 SRK227JG	1台
	室外機 SRC227JG	1台
三菱空冷式	室内機 PSA-J140GA	2台
	室外機 PUH-J140FA	2台
三菱空冷式	室内機 PS-71FKV	1台
	室外機 PU-71EQE	1台
三菱空冷式	室内機 FDF-301	3台
	室外機 FDC-301	3台
●給排水設備		
給湯ボイラ	給湯用 長府真空式V-202D	1台
	暖房用 長府真空式V162D	1台
揚水ポンプ		4台
浴室用濾過器		1台
昇温機		1台
温水循環ポンプ		1台
ラインポンプ		1台
濾過ポンプ		1台
サービスタンク		1台
排水栓、トラップ		1台

浄化槽清掃業務

1 清掃設備

浄化槽 3.6m³ 1基

2 業務内容

- (1) 清掃業務の内容は、浄化槽法第4条第8項に定める清掃の技術上の基準とする。
- (2) 清掃業務は年1回とする。

環境省関係浄化槽法施行規則第2条（保守点検の技術上の基準）に基づき、三重県立熊野少年自然の家の合併処理浄化槽保守点検業務を行ってください。

1 淨化槽の規格

処理方式 長時間ばっ気方式223人槽

処理能力 40m³/日

2 業務内容

- (1) 法令に基づく放流水の水質検査（外観、臭気、透明度、PH、BOD、塩素イオン、遊離残留塩素、COD、SS、大腸菌群数）(1回／年)
- (2) ポンプ類、破碎機、送風機等の電圧電流、給油状況、異音の有無、振動の有無、ポンプ類の揚水状況、軸受の発熱の有無、レベルスイッチの点検調整（1回/週）
- (3) スクリーン及び沈砂池の状況、流入水量の状況、それに伴うスクリーンかすの除去（1回/週）
- (4) はっ気槽混合液の色相、臭気、水温、水素イオン濃度、30分沈降汚泥の状況、送気量の調整及び返送汚泥量調査（1回/週）
- (5) 沈でん池のスカム及び汚泥の除去、調節（1回/週）
- (6) 処理水の水温、色相、臭気、透明度、水素イオン濃度等の簡易水質検査（1回/週）
- (7) 放流水の残留塩素検査、消毒薬品の有無、補充（1回/週）
- (8) 機械室内、処理施設内の清掃（1回/週）

貯水槽清掃業務

1 清掃設備

設備仕様：第1受水槽 材質FRP 容量 14m³ 数量 1基
第2受水槽 材質FRP 容量 75m³ 数量 1基
第3受水槽 材質FRP 容量 15m³ 数量 1基
高置水槽 材質FRP 容量 8m³ 数量 1基

2 業務内容

- (1) 水槽内部の清掃作業 年に1回実施
- (2) タンク清掃後の水質検査 年に1回実施

特殊建築物等定期点検に係る調査業務

1、調査要旨

建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく三重県立熊野少年自然の家の「建築物等」及び「昇降機以外の建築設備」の定期点検調査

2、施設概要

以下の表のとおりです。

調査対象建築物	調査建築物の概要			延べ面積
	構造	階数		
管理棟	鉄筋コンクリート造	地上	2階	1758.30 m ²
体育館	鉄骨造	地上	1階	294.00 m ²
廊下	鉄骨造	地上	1階	48.65 m ²
プロパン庫	CB造	地上	1階	7.50 m ²
ポンプ室	CB造	地上	1階	4.50 m ²
倉庫	鉄骨造	地上	1階	71.55 m ²
便所	鉄骨造	地上	1階	11.55 m ²
天体観測	鉄筋コンクリート造	地上	2階	44.63 m ²
便所	CB造	地上	1階	33.60 m ²
渡り廊下	鉄骨造	地上	1階	5.72 m ²
野外炊事場	鉄骨造	地上	1階	226.76 m ²
休憩施設	木造	地上	1階	37.54 m ²
合計				2544.30 m ²

宿直業務

1 業務対象

名 称	三重県立熊野少年自然の家
建物の構造	管理研修棟 : R C造、地上2階 体育館 : R C造、地上1階
建物規模	延床面積 2,544.30 m ²
敷地面積	20,375.08 m ²

2 宿直目的及び主要業務

宿泊型少年教育施設としての三重県立熊野少年自然の家（以下「自然の家」という。）の規律及び風紀を維持し、安全を保証することを目的として次の業務を実施すること。

- (1) 来訪者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、館内の秩序維持にあたること。
 - ・夜間の来客対応、入所団体との連絡調整、入所団体への教材用具の貸出し及び返納
 - ・救急患者に対する応急処置と医療機関への連絡調整
- (2) 物品、施設等の安全管理、器物破損の防止及び阻止
- (3) 火災発生等の恐れがある状態の早期発見及び処置ならびに火災の拡大阻止
- (4) 搬出入作業者の管理
- (5) 立ち入り禁止区域（箇所）への立ち入り者の発見及び処置
- (6) 規律、風紀を乱す不良行為、不正行為及び加害行為等の発見及び処置
- (7) その他、不測の事態の防止と阻止

3 宿直体制

(1) 巡回

巡回は、施設における盗難、火災等による被害の未然防止と被害の極小化を図るために行い、基本巡回、夜間巡回、定期巡回の3種類とし、それぞれ次の方法で実施すること。

①基本巡回

- ア 搬出入所者の作業後の後始末、異常点検の確認
- イ 火災報知器警報機の表示ランプ等の点検確認
- ウ 防災扉、非常口及び階段等の機能の障害となる状態の発見、排除
- エ 非常口表示ランプの障害発見及び連絡
- オ 火災誘発等の恐れがある状態の早期発見処置
- カ 盗難予防と早期発見処置
- キ 不法侵入者及び徘徊者、潜伏者の早期発見処置
- ク 常夜灯、外灯の点灯、不必要電灯の消灯
- ケ 各出入口、扉、シャッター、窓等の点検と確認及び処置
- コ 金庫及び施錠すべきロッカーの点検と処置
- サ 消火器等の消防用設備の有効管理状態の点検と処置
- シ 煙草の吸殻の後始末状態の点検と処置
- ス 電気器具、暖房器具及び電気スイッチの点検と処置
- セ ガス器具の火気点検、元栓の締栓状態の点検と処置
- ソ 危険物、可燃物等の保管場所の異常の有無の点検と処置
- タ 防火扉の点検と処置
- チ 水道蛇口の点検及び雨漏りその他水漏れ点検と処置

②夜間巡回

- ア 火災、盗難等の予防と早期発見と処置
- イ 残業者、残留者の責任者名、人員の確認
- ウ 自然の家における不審徘徊者、不法侵入者、潜伏者の発見と処置

- エ 近隣から波及する危険状態の早期発見と処置
 - オ その他自然の家における異常の有無の点検と確認及び非常事態発生時の処置
- ③定期巡回（早朝及び夕方の巡回を含む）
- ア 自然の家入口バリカーの開閉、その他出入り口の解錠及び施錠
 - イ 行事等案内看板の設置及び片づけ
 - ウ 火災、盗難等の予防と早期発見及び処置
 - エ 不必要電灯の消灯
 - オ 各出入口、扉、シャッター、窓等の点検と確認及び処置
 - カ ガス器具の火気点検、元栓の締栓状態の点検と処置
 - キ 危険物、可燃物等の保管場所の異常の有無と点検と処置
 - ク 水道蛇口の点検及び雨漏りその他水漏れ点検と処置
 - ケ 不審徘徊者、不法侵入者、潜伏者の発見と処置
 - コ 近隣から波及する危険状態の早期発見と処置
 - サ その他自然の家における異常の有無の点検と確認及び非常事態発生時の処置

(2) 出入管理

「出入所者名簿」（様式は任意）を作成し、正面玄関において出入管理を実施するものとする。

4 緊急連絡及び処置

(1) 火災

- ①火災発生時には、直ちに消防署に連絡すること。
- ②消防車到着まで、在館者の安全誘導を図るとともに消火作業に従事する。
- ③発見が早期で消火可能と判断した場合は、周辺の応援を求め、消火作業に従事すること。
- ④火災発生時に、在館者を限界時間内に安全な階へ避難誘導できる体制をとること。
限界時間とは、火災場所の閑知から火災の発生が在館者にとって危険なレベルに達する時間をいい、自然の家は5分以内とする。

(2) 盗難、破壊侵入等

盗難や破壊侵入等が発生した場合は、可能な限り現場保存に務め、警察署に通報し必要な処置をとること。

(3) その他緊急事態

その他緊急時には、関係各所に通報し直ちに必要な処置を行うこと。また、緊急を要しない事項については、その都度処置をとり「宿直日誌」（様式は任意）に細部を記録すること。

産業廃棄物処理業務

三重県立熊野自然の家が排出する産業廃棄物を「廃棄物の処置及び清掃に関する法律」及び関係法令等に従い、適正に処理してください。

自然の家が排出する一般廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令等に従い、市が定める処理施設に適正に運搬してください。

- (1) 熊野市の事業系廃棄物の搬入許可の範囲内のゴミの運搬
 - ア 集積所に分別、袋詰め又は結束された紙類、生ゴミ等を熊野市クリーンセンターへ運搬、搬入すること。
 - イ 集積所に分別、袋詰め又は結束されたガラス、陶器類搬入許可廃棄物を有馬不燃物処分場へ運搬、搬入すること。
- (2) 集積所に熊野市が定めるルールに従って分別、整理して袋詰め又は結束された資源ごみ（新聞、雑誌、書類、段ボール、缶、瓶、ペットボトル等）を指定場所へ運搬すること。
- (3) 運搬回数
 - ア 運搬が必要になった都度、自然の家の依頼により運搬、搬入すること。ただし、運搬日は、原則として周2回とすること。
 - イ 熊野市クリーンセンターからゴミの搬入禁止、制限を受けた時は、その指示に従い、運搬業務を一時休止、又は停止すること。

樹木の剪定・環境整備業務

利用者の安全確保と危険の未然防止のため樹木、芝などの良好な管理に努めてください。

- (1) 垣根の剪定
- (2) 草刈及び除草
- (3) 枝払い
　　フィールドアスレチック等の周辺で延びている枝等の管理
- (4) 芝刈り
- (5) 土留め
　　フィールドアスレチック等の活動コースにおいて、安全に利用できるよう土留め等の措置を行うこと。

自然の家のフィールドアスレチック遊具を利用者が安全に利用できるよう適正な維持管理と点検を行ってください。

(1) 有資格者による点検

(社) 日本公園施設業協会認定の専門技術者(公園施設製品安全管理士及び公園施設製品整備技師)により、年1回実施すること。

(2) 点検対象

点検を行う遊具は別紙「点検一覧表」のとおり。

点検一覧表

種目	備考
段違いジグザグ飛び	木質類
黒潮波のり	金属類・木質類・ロープ
ロープクライミング	木質類・ロープ
むささびスライダー	金属類・木質類・ロープ
かにの横ばい	木質類
寝っ転がり	金属類・木質類・ロープ
だっこちゃん	金属類・木質類・ロープ
止まり木わたり	金属類・木質類
ゴトゴトつり橋	金属類・木質類・ロープ
あやとりとび	木質類・ロープ
斜め木のぼり	木質類・ロープ
山のつり橋	金属類・木質類・ロープ
恐怖の一本橋	金属類・木質類・ロープ
大嵐峠越え	木質類・ロープ
空中輪くぐり	金属類・ロープ
レインジャー	金属類・ロープ
ドーナツ街	金属類・ロープ・ゴム
丸太塔	金属類・木質類・ロープ
獅子岩アタック	金属類・木質類・ロープ
ユラユラブリッジ	金属類・木質類・ロープ
モンキー丸太わたり	金属類・木質類
金魚売り	金属類・木質類
へそ出し移動	金属類・木質類・ロープ
空中かにわたり	金属類・木質類
かずらわたり	金属類・ロープ
蜂の巣峡絶壁わたり	金属類・ロープ
大滝のぼり	金属類・ロープ
カンガルージャンプ	木質類・ロープ
木馬スキー	木質類
大空さんぽ	金属類・ロープ
丸太コロコロ	木質類

1 業務の内容

- (1) ULVによる空中噴射（薬剤：金鳥ULV乳剤）の実施
実施場所：全館（体育館を除く）

- (2) 噴射機による局部残留散布（薬剤：金鳥スミチオン乳剤20倍希釈液）の実施
実施場所：宿泊室、厨房、湯沸室、トイレ

- (3) ゴキブリ団子配置（72個）の実施
実施場所：厨房、湯沸室

2 器具及び薬剤

業務に使用する器具等については品質良好なものを使用し、使用薬剤は厚生労働省認可の薬剤を使用する。